

令和3年第5回 飯塚市議会会議録第1号

令和3年9月2日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第1日 9月2日（木曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 常任委員会中間報告

1 総務委員会中間報告（質疑）

（1）入札制度について

（2）情報発信について

2 福祉文教委員会中間報告（質疑）

（1）児童虐待防止に向けた取り組みについて

（2）ICT教育について

3 協働環境委員会中間報告（質疑）

（1）地域公共交通について

4 経済建設委員会中間報告（質疑）

（1）産業振興について

（2）中心拠点の整備について

第5 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第73号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）

2 議案第74号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

3 議案第75号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

4 議案第76号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

5 議案第77号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

6 議案第78号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

7 議案第79号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

8 議案第80号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

9 議案第81号 飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例

10 議案第82号 飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例

11 議案第83号 契約の締結（幸袋交流センター建設工事）

12 議案第84号 土地の処分（地方卸売市場跡地）

13 議案第85号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること

14 議案第86号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）

15 議案第87号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）

16 議案第88号 市道路線の認定

17 認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

- (令和2年度決算特別委員会)
- 18 認定第 2号 令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 19 認定第 3号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 20 認定第 4号 令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 21 認定第 5号 令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 22 認定第 6号 令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 23 認定第 7号 令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 24 認定第 8号 令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 25 認定第 9号 令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 26 認定第10号 令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 27 認定第11号 令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 28 認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和2年度決算特別委員会)
- 29 認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 30 認定第14号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- 31 認定第15号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 32 認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

これより、令和3年第5回飯塚市議会定例会を開会いたします。

去る8月18日に逝去されました故梶原善充副市長のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いいたします。黙祷。

(黙 祷)

お直りください。ご着席をお願いいたします。

この際、本会議の運営について、私より一言申し上げます。

さきの定例会最終日に行われました討論において、議題外にわたると思われる発言がなされ、さらに、その中で、議場におられる議員を名指ししての発言がありました。

議題外の発言はもとより、真偽の定かでない個人名等の発言については、議長において、即座に注意をし、議事整理すべきでしたが、適切に行役することに至らず、名指しを受けた議員を含め、各議員の皆様にご迷惑をおかけしてしまいましたことを心よりおわび申し上げます。

質問や討論など、議会における発言に際して、その真偽の定かでないものや、発言者の主観や憶測による発言に際して、個人名や法人名を発出することにつきましては、その結果において個人の権利を著しく侵害するおそれがございます。そのようなことが無いよう、今後は十分な配慮のもと、議事運営を行ってまいり所存です。

地方自治法及び会議規則において、議員は、品位の保持と尊重が求められ、その発言は「すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」とされております。議員各位におかれましても、この意を十分にお酌み取りいただき、引き続き議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、現在、福岡県に緊急事態措置が実施される中での議会の開催となります。市民にも負担を強いている中で、議会の開催が感染拡大の要因となるようなことは決してあってはなりません。人と人の接触機会を最小限とするなど、感染防止対策に努めながらの議会運営となりますので、議員並びに職員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間とすることに決定いたしました。

「行政報告」に入ります。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

本日、令和3年第5回市議会定例会を招集するに当たり、6月以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方にお悔やみ申し上げますとともに、罹患された皆様にお見舞い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、多大なるご理解とご協力をいただいております市民の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、昼夜を問わず、最前線でご尽力いただいております医療施設を初め、各関係機関の従事者の皆様、そして新型コロナウイルス感染拡大防止に懸命に取り組まれている全ての皆様に深く敬意を表します。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する対応について報告いたします。

福岡県は、7月下旬以降、新規陽性者数が過去最多を更新するなど、急速に感染が拡大しています。そのため、福岡県は緊急事態宣言の対象区域に指定され、8月20日から9月12日まで緊急事態措置を実施することとなりました。

このことに伴い、本市でも、市民に対しては不要不急の外出の自粛、酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては休業要請など、厳しい措置が要請されています。

緊急事態宣言期間中における本市の取り組みとして、市主催の会議・イベントにつきましては、原則、延期または中止、市民利用型公共施設につきましては、原則、休業しています。ただし、開催変更ができない、または市民生活上、特に必要なイベント等を実施する場合は、感染防止対策を確認して実施しています。

市職員の勤務体制としては、テレワーク、時差出勤、各種休暇取得等を活用して出勤者数の削減に取り組んでいます。

保育所、こども園での対策としましては、感染予防対策を徹底し通常どおり開所、開園しています。なお行事は、原則、延期としています。

飯塚市立の全小中学校におきましては、夏休み期間中に計画しておりました出校日を感染防止の観点から8月24日より中止いたしました。また部活動についても、公式大会への参加やそのための必要最小限の活動を除いて中止いたしました。

本市の新規陽性者の発生状況としましては、6月は38人、7月は55人が報告されており、8月は感染力の強い変異株の割合が上昇していることもあり、新たに448人の方が報告されました。

このような状況の中、本市では、さまざまな新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。

感染予防対策として、12歳以上の方に新型コロナワクチン接種券を発送し、9月1日から40歳以上の方を対象に、個別接種及び集団接種の予約受け付けを開始しております。

経済に関する支援策につきましては、市役所本庁2階に設置しております経済支援相談窓口において、引き続き専門家を配置するとともに、相談内容に応じた専門家の派遣事業を実施しております。

市独自の支援策であります飲食店応援金につきましては、6月30日をもって申請受け付けを終了いたしました。また、「いづくかプレミアム応援券」につきましては、紙の応援券の発行を先行し、事前申し込みを経て、9月1日に販売を開始いたしました。電子の応援券につきましては、9月1日より申し込み受け付けを開始しております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、「キャッシュレス決済推進事業費補助金」の申請受け付けを、9月1日より開始いたしました。

福岡県と連携し取り組んでおります就労支援事業につきましては、本年度8月末時点で大学生を89名、職を失った方を22名雇用しています。

市民生活に関する支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある低所得の子育て世帯を支援する国の取り組みとして、児童手当及び特別児童扶養手当を受給し、住民税が非課税の子育て世帯のうち、既に支給を終えたひとり親世帯を除く743世帯、対象児童1516人に対し、児童1人につき5万円を7月30日に支給いたしました。

また、国の取り組みとして、総合支援資金の再貸し付けを終了した世帯や再貸し付けを不承認とされた世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象に、就労等による自立を図るため、単身世帯に月額6万円、2人世帯に月額8万円、3人以上の世帯に月額10万円を最大3カ月間支給する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しました。

本市としても引き続き、新型コロナウイルス感染症対策への対応と緊急経済対策への対応を両輪として、一日も早く日常を取り戻し、活気ある飯塚市となるよう、迅速かつ的確な対策を講じてまいります。

まず、総務部について報告いたします。

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき提出された33名の資産等報告書の審査につきましては、資産等報告書審査会が6月30日から4回にわたり開催され、8月5日に意見書が提出されました。

次に、市民協働部について報告いたします。

7月の同和問題啓発強調月間につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発は中止し、人権講演会は8月7日にコスモスコモンで開催し、459人の参加がありました。

鯉田交流センターにつきましては、令和2年3月から着手した新築工事が本年6月に完了し、地域の交流の場、学びの場にコミュニティスペースを兼ね備え、防災機能もあわせ持った多機能型拠点施設として、7月1日に開館しました。

次に、市民環境部について報告いたします。

地球温暖化対策事業として、例年、市民参加による「打ち水大作戦」を実施してまいりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「うちの打ち水」として、各家庭等での個別実施の推奨を行うとともに、8月4日に市役所2階屋上広場において、市職員のみで実施いたしました。

次に、経済部について報告いたします。

地方卸売市場跡地への企業誘致につきましては、6月1日に株式会社イズミより「大型商業等施設の立地に関する提案書」を受領し、7月9日及び10日に市民の皆様を対象に、7月10日に商業関係者の皆様を対象に、それぞれ「大型商業等施設の誘致に関する説明会」を開催しました。

新産業の創出につきましては、8月27日に各種証明書の電子交付に関する実証事業を行うため、最先端の情報技術であるブロックチェーン技術を有する市内のIT企業等4社と、昨年に引き続き連携協定を締結いたしました。

9月下旬に開催を予定していましたが「遠賀川開き飯塚納涼花火大会」、10月中旬から11月初旬までの間で予定していましたが「2021いづくかオータムフェスタ（かいた産業祭り、産業祭りINちくほ、ふれ愛庄内、筑前の國 いづくか街道まつり）」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することとなりました。

次に、都市建設部について報告いたします。

幹線市道路線における車両通行上の安全性向上を図るため、社会資本整備総合交付金を活用する事業として「目尾・久保白線道路舗装（その1）工事」、「目尾・久保白線道路舗装（その2）工事」、「大日寺・吉原町線道路舗装工事」及び「水江・建花寺1号線道路舗装工事」の4件を発注し、順次着工しております。

次に、教育委員会について報告いたします。

児童生徒用タブレット端末の活用につきましては、7月5日に各学校の情報教育担当教員を対象として、授業実践例や情報モラル教育等の研修を実施いたしました。各学校では、情報教育担当教員が中心となり、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、ICTの活用を推進いたしました。

また、児童生徒はタブレット端末を自宅に持ち帰り、夏休みの課題に取り組みました。

7月19日に1校、8月6日にその他28校の全市立小中学校で平和学習を行いました。

終わりに、企業局について報告いたします。

水道事業につきましては、「県道飯塚山田線配水幹線布設替（1工区）工事」ほか、経済対策事業を含む18件を、下水道事業につきましては、「伊川地区污水管渠布設（1工区）工事」ほか、経済対策事業を含む6件を発注し、順次着工しております。

以上が6月市議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案2件、条例議案8件、人事議案4件、その他の議案6件、認定16件、報告8件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。行政報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

「常任委員会の中間報告」を議題といたします。「総務委員長の報告」を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「入札制度について」は、執行部から、「令和2年度工事契約落札率別内訳表」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、入札の辞退理由や指名停止措置を講じた理由は把握しているのかということについては、入札の辞退は、辞退届の提出を受け、技術者がいない、繁忙であるなどさまざまな理由がある。指名停止措置の事業者は、その都度公表しているが、契約後に当該工事が履行できない、工期に間に合わないというのが主な理由であるという答弁であります。

次に、事業者の自己都合で入札を辞退した場合にペナルティーの措置を提案していたが、その

後検討はしているのかということについては、参加事業者のさまざまな都合や要因で辞退となっており、一律にペナルティーを与えることはできないが、入札制度検討委員会や契約課で情報収集や内部協議を行っており、引き続き検討していくという答弁であります。

次に、最低制限価格の公表は、事業者が適切な積算をせず、入札することがあり得るため、市内事業者の技術的発展に寄与しないということから、非公開にしてはどうかという提案をしていたが、その後検討はしているのかということについては、先進地視察を計画していたが、コロナ禍で実施できておらず、国からの通知の考察やインターネットで他市の情報を収集しており、引き続き検討していくという答弁であります。

次に、「情報発信について」は、執行部から、「情報発信の方針」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本年6月から開始された九州朝日放送のデジタル放送を使用して情報を提供するdボタン広報誌は、災害発生時には具体的にどのような情報発信を考えているのかということについては、防災行政無線で発信する高齢者等避難や避難指示などの避難情報のほか、指定緊急避難場所の位置情報や指定避難所の開設状況、避難者数などの情報発信を行いたいと考えている。また、新型コロナウイルス感染症に対応するために臨時的に開設される指定緊急避難場所の情報も発信し、即座に伝達できるものと考えているという答弁であります。

次に、本年6月からdボタン広報誌を開始したとのことだが、市民にはどのように周知してきたのかということについては、6月1日に周知のチラシを全戸に配付するとともに、ホームページや公式SNSでも周知を行っているという答弁であります。

この答弁を受け、dボタン広報誌は、インターネット環境がない方やパソコンなどの扱いが苦手な高齢者に大変有効なものであるため、他の部署と連携し、老人クラブや高齢者向けのサークルなどでも周知を行ってほしいという意見が出されました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。22番 守光博正議員。

○22番（守光博正）

福祉文教委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「児童虐待防止に向けた取り組みについて」は、執行部から、本市の子育て家庭の支援体制や児童虐待の通告件数等に関する資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市の児童虐待の発生状況について、どのような認識を持っているのかということについては、児童虐待の件数は、本市を含め全国的に増加傾向にある。これは虐待がふえていることもあるが、国が通告の義務を定めたことにより、通告が増加したことも要因であると考えている。虐待のあった世帯に対する支援については、すぐに解決できるものではないため、継続的に支援をしていく必要があると考えているという答弁であります。

次に、市内の保育所、幼稚園、認定こども園を対象にした児童虐待防止の研修は、どのような形で行われているのかということについては、各園から代表者の方が参加し、その方が各園において研修内容を広めるという形態で行っており、年に1度、各園に対し研修の実施状況について確認を行っているという答弁であります。

次に、3児童死亡事例検証委員会は、どのような視点で検証が行われているのかということについては、転入後の見守り支援は適切であったか、男児の死亡直前の対応は適切であったか、父親と音信不通になった後の対応は適切であったか、このような事件を繰り返さないためにはどのような支援体制が必要であるかなど、さまざまな視点で検証を行うことにしているという答弁で

あります。

次に、他の自治体と比較して、家庭児童相談室等の児童虐待の対応に当たる職員数の状況はどうかということについては、他の自治体と比較したことがないが、要保護児童の件数がふえ、支援を行っている家庭も多くなっていることから、苦労しながら支援を行っている状況であるという答弁であります。

この答弁を受け、社会福祉士、ソーシャルワーカー、弁護士等、専門的な知識を持った職員の配置を検討すべきであるという意見が出されました。

次に、来年度設置を予定している市区町村子ども家庭総合支援拠点は、どのような目的で設置するのかということについては、子ども家庭支援全般に係る業務、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、関係機関との連絡調整などの業務を担うことになっており、支援拠点の設置により相談窓口を一本化し、集約した情報を関係課、関係機関等につなぎ、連携を深めることで、相談体制の強化や迅速な支援が行えるようになるという答弁であります。

また、審査の過程で、コロナ禍という視点を踏まえた、児童虐待防止の対策や検証も必要であるという意見が出されました。

次に、「ICT教育について」は、執行部から、「ICT教育に関するハード面の整備状況について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市学校ICT環境整備推進計画は、平成30年度から令和4年度までの5カ年計画で、学習者用端末については、実証研究校の成果をもとに順次導入することとしていたが、それを昨年度中に整備した理由は何かということについては、新型コロナウイルス感染症の拡大による一斉休校を受け、学びをとめずに学校生活を過ごすための方策として、GIGAスクール構想が前倒しされたため、令和元年度から2年度までの2カ年で1人1台端末の整備を進めたものであるという答弁であります。

次に、学習者用端末は、小中学校ではどのように活用されているのかということについては、家庭に持ち帰り、宿題として端末を利用したタブレットドリルを行ったり、学校の授業で協調学習を行う場合に、自分の意見を述べるツールとして活用するなどしているという答弁であります。

次に、新型コロナウイルスの影響で休校措置をとらなければならない場合、ICTを活用した学習支援を行うことを想定していると思うが、その準備は行われているのかということについては、本年度に入り、端末の持ち帰り練習や家庭のWi-Fi環境の確認、また夏季休業に入るに当たり、保護者宛てに「ICT活用の手引き」として、端末の学習方法やルール、健康面についてのお知らせを配付している。もし休校になれば、端末を通して教材データを提供したり、自宅へ紙ベースの教材を配付するなど、昨年度の一斉休校で行った方法も取り入れながら対応したいという答弁であります。

この答弁を受け、家庭のWi-Fi環境の調査については、インターネットに接続したかどうかや簡単なアンケートに答える程度しか行われていないため、実際にオンライン授業等を想定した通信状況の確認を、夏季休業期間中などに行うべきであるという意見が出されました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「地域公共交通について」は、執行部から資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、次期コミュニティ交通体系再編に関して、コミュニティ交通のあり方については、民間路線バスの確保・維持を支援することも含めて運営していくということだが、具体的にどのようなことを行うのかということについては、民間路線バスと重複しているコミュニティバス路線の見直し等の運行計画の見直しを行い、民間事業と行政の役割分担を明確にする等、実質的に民間路線バスの利用者がふえるような仕組みをつくることを考えているという答弁であります。

次に、民間事業者が赤字のために路線の撤退や縮小を申し出た場合にはどうするのかということについては、昨年度までは市内を運行している西鉄バス5路線のうち、2路線に対し赤字補填を行っていたが、今年度から全ての路線について赤字補填をするようにしている。民間事業ではあるが、住民の貴重な移動手段のため、できる限りの対応を行い、路線の確保・維持に努めていきたいという答弁であります。

次に、地域拠点と中心拠点を連携した「拠点連携型のまちづくりと一体的な公共交通体系の構築」とはどのようなものなのかということについては、「コンパクト・アンド・ネットワーク」の考え方にに基づき、地区内においては交流センター等の地区拠点へ、また、地区間においては地区拠点と中心市街地との間を移動・連携させる形で公共交通体系を構築するものであるという答弁であります。

次に、穂波・筑穂地区の一部地域では民間タクシーや予約乗合タクシーの利用や予約ができない状況が続いているようだが、この問題の解決にはどのように取り組むのかということについては、民間事業と競合するような事業の運営は極力避けることを前提に、予約乗合タクシーは運行を継続していく考えであり、車両の増台等については検討中である。また、地区内の定時定路線型移動手段の運行頻度等を見直し、これまでの利用状況等を踏まえ、民間事業者とも調整しながら、今後検討を進めていくという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

経済建設委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」は、関連があるため一括議題とし、執行部から、「飯塚市地方卸売市場跡地の活用（企業誘致）について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、株式会社イズミと締結した「大型商業等施設の立地に関する協定書」の協定項目に基づき、株式会社イズミが作成した提案書をもとに、本市が市民や商業関係者に大型商業等施設の立地エリアなどの説明会を行ったということだが、商業関係者からの要望はなかったのかということについては、今回の説明会のほかに、菰田・堀池地区の住民や商業関係者などと50回以上の意見交換会や勉強会を実施した中で、大型商業等施設との連携方策について意見や要望を受けているという答弁であります。

次に、既存の商店街と大型商業等施設との相乗効果を図るため、商業関係者からどのような意見が出ているのかということについては、大型商業等施設に対しては、商店街が「子どもたちがつどい、学べる商店街」を実現するために、「子どもたちがつどい、遊べる施設づくり」やテナントの誘致を要望していくということや、本市に対しては、大型商業等施設の進出による、医療機関や福祉施設等の都市機能の積極的な誘導や、空き地・空き家を活用した定住の促進等について、協力してほしいという意見が出ているという答弁であります。

この答弁を受け、商業関係者と進出してくる大型商業等施設のお互いが成り立つ形で計画を進めて行ってほしいという意見が出されました。

次に、企業誘致によりまちが発展していけば、企業活動や観光などで本市への訪問者が増加し、宿泊での滞在が見込まれるため、企業立地促進補助金の対象に宿泊業を追加すべきではないかということについては、宿泊施設の開業等の相談が事業者からあった際は土地の紹介を行う等の対応をするとともに、宿泊業の需要と供給の両面からの調査を行い、補助金の対象として支援すべき業種であるか研究していくという答弁であります。

この答弁を受けて、大型商業等施設の進出で本市を訪れる人が多くなり、全国規模の人の流れが生じることから、産業振興の波及効果を高めるために、宿泊業を企業立地促進補助金の対象に追加してほしいという意見が出されました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「議案第73号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」から「議案第88号 市道路線の認定」までの16件及び「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの16件、以上32件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関係の議案から、「一般会計特別会計補正予算書」により、提案理由の説明をいたします。

7ページをお願いいたします。「議案第73号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、第1条で、既定の予算総額に1億4510万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を766億3759万1千円とし、第2条で「繰越明許費」を、第3条で「債務負担行為」を、第4条で「地方債」を補正しようとするものでございます。

今回の補正は、補助事業関連経費及び早急に執行すべき経費を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、23ページをお願いいたします。「議案第74号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、予算額に補正はございませんが、第1条で「債務負担行為」を補正するものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案につきまして、説明いたします。

「議案書」5ページをお願いいたします。「議案第75号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」につきましては、二瀬交流センターの新築移転に伴い、二瀬出張所の位置を変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第76号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。主な改正内容といたしましては、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更となり、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を内閣総理大臣に変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。「議案第77号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、体育施設の老朽化に伴い、穂波武道館を廃止するものでございます。

14ページをお願いいたします。「議案第78号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保

育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、筑穂保育所の新築移転及び筑穂ふれあい交流センター内に筑穂子育て支援センターを設置するため、関係条例を整備するものでございます。

16ページをお願いいたします。「議案第79号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、二瀬交流センターの新築移転に伴い、位置及び使用料を改正するものでございます。

19ページをお願いいたします。「議案第80号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、筑穂ふれあい交流センター内に、筑穂子育て支援センターを設置することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

21ページをお願いいたします。「議案第81号 飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例」につきましては、潁田地域が新たに過疎地域に追加されたことに伴い、適用地区に潁田地域を追加するものでございます。

23ページをお願いいたします。「議案第82号 飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例」につきましては、福岡県市町村職員共済組合の退職年金制度への移行前の「飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例」に基づき支給される退職年金及び遺族年金の支給対象者が存在しなくなったことに伴い、退職年金等に係る関係条例を廃止するものでございます。

24ページをお願いいたします。「議案第83号 契約の締結」につきましては、幸袋交流センター建設工事について、株式会社サカヒラと3億3625万1300円で請負契約を締結するものでございます。

35ページをお願いいたします。「議案第84号 土地の処分」につきましては、地方卸売市場跡地の5万5285.02平方メートルを株式会社イズミに売却するもので、処分価格は21億円でございます。

38ページをお願いいたします。「議案第85号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」につきましては、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づく計画を定めるものでございます。主な内容としましては、筑穂地域と潁田地域の持続的発展を図るため、移住・定住の促進、生活環境の整備、産業・地域文化の振興、福祉の向上等の各種施策を幅広く計画するものでございます。

39ページをお願いいたします。「議案第86号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市穂波福祉総合センターの指定管理者として、株式会社トキワビル商會を令和4年度から5年間指定するものでございます。

43ページをお願いいたします。「議案第87号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市文化会館」の指定管理者として、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団を令和4年度から5年間指定するものでございます。

47ページをお願いいたします。「議案第88号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納に伴い、5路線を認定するものでございます。

53ページをお願いいたします。「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から64ページの「認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までにつきましては、地方自治法の規定に基づき、令和2年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

続きまして、企業局関連議案の提案理由をご説明いたします。

議案書の65ページをお願いいたします。「認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から68ページの「認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上4件につきましては、いずれも「地方公営企業法」第30条第4項の規定に基づき、決算の認定をお願いするものでございます。

なお、決算書及び決算附属書のほかに、決算資料を提出しております。内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

認定議案に対する監査委員の審査報告をお願いいたします。吉田健一監査委員。

○監査委員（吉田健一）

令和2年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査の結果を報告いたします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき市長から審査に付されていましたが、令和2年度各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた附属書類、並びに基金の運用状況に関する調書等の審査を行いました。

審査は、各会計の決算書及び附属書類の法規性及び計数の正確性並びに決算収支の状況などに主眼を置き、関係帳簿との照合、点検、あるいは内容の検討などを主体に行いました。

審査の結果、令和2年度決算の内容は正確に表示し、決算状況も適正であることが認められました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき市長から審査に付されていましたが令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類等についての審査につきましては、法規性及び計数の正確性など、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しましたが、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、「令和2年度 飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況、財政健全化並びに経営健全化審査意見書」に記載しておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして、令和2年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

提案理由の説明及び監査委員の審査報告が終わりましたが、上程議案32件のうち、「議案第73号」から「議案第88号」までの16件及び「認定第13号」から「認定第16号」までの4件、以上20件に対する質疑、委員会付託は、後日行いたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまより「認定第1号」から「認定第12号」までの12件に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては秩序正しく能率的な審議を行うため会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。

また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案12件は、特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「令和2年度決算特別委員会」とし、委員定数は11名といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、8番 川上直喜議員、10番 深町善文議員、11番 田中武春議員、13番 小幡俊之議員、14番 上野伸五議員、15番 田中裕二議員、16番 吉松信之議員、19番 田中博文議員、22番 守光博正議員、23番 瀬戸 光議員、26番 佐藤清和議員、以上11名を指名いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を令和2年度決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長に15番 田中裕二議員、副委員長に11番 田中武春議員であります。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時03分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	松延隆俊	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	守光博正
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議事調査係長 淵上憲隆 書記 安藤良

書記 宮山哲明 書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

副市長 久世賢治

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 許斐博史

行政経営部長 久原美保

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 渡部淳二

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 本井淳志

公営競技事業所長 山田哲史

福祉部次長 長尾恵美子

都市建設部次長 中村洋一